

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告示

○計量器の定期検査を実施する件

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

○県営土地改良事業計画を変更した件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件四件

○県営土地改良事業の工事が完了した件

○平成二十四年七月六日付け定例第二千三百九十九号中

正誤

二六五
二六六
二六七
二六八
二六九

規則

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十二号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成六年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第五号、第十九条第二号及び第二十二條第四項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

様式第十四号、様式第十六号、様式第十八号、様式第十九号、様式第二十六号及び様式第二十八号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（一般廃棄物課）

告示

福島県告示第三百七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
岩瀬郡天栄村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月三日 午前十一時から 午前十一時三〇分まで	天栄村湯本体育館
同 郡鏡石町		午後二時から 午後三時三〇分まで	天栄村山村開発センター
		九月四日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	鏡石町役場
須賀川市		同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	岩瀬農村環境改善センター
		九月五日 午前九時三〇分から 午前十一時まで	柞衝市民サービスセンター
		同 午後一時から 午後三時まで	長沼保健センター

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	検査の期日	右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月一四日から一〇月一二日まで（土曜日、日曜日、九月一七日及び一〇月八日を除く。） 午前一〇時から午後三時まで	福島県計量検定所
		須賀川市、岩瀬郡鏡石町及び同郡天栄村	非自動ばかり、分銅及びおもり	九月一三日 午前一〇時三〇分から午後三時まで	同
対象となる特定計量器	検査の期日	同	同	九月一一日 午前一〇時三〇分から午後二時三〇分まで	須賀川市産業会館
		同	同	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	大東公民館
検査の期日	検査の期日	同	同	九月一〇日 午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	仁井田公民館
		同	同	午後三時から午後三時三十分まで	同

日及び一二月二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十四年八月三日
福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	蜜蜂	患畜	一群	南会津郡	平成二十四年七月二三日	自衛殺

（畜産課）

福島県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、中朝日地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年八月三日
福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十四年八月六日から
月二十七日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
只見町役場

（農村計画課）

公 告

公告第二百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年八月三日

一 申請のあった年月日 福島県知事 佐藤 雄平

平成二十四年七月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人福島県リエゾンセンター

三 代表者の氏名

安田 常次

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市大町四番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内の主に次世代に対して、産学官連携等により人的、物的資源を活かした相談、調査、研究、提言及び啓発等に関する事業を行い、もって本県の地域経済社会の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十二日

二 名称

(変更前) 特定非営利活動法人須賀川スポーツクラブ

(変更後) 特定非営利活動法人須賀川エフエム

三 代表者の氏名

菊地 大介

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市広表四十三番地ブルースタジアム内

五 定款に記載された目的

この法人は、公共電波(FMラジオ放送)を通じて市民に適切な情報を提供すると共に、コミュニティエフエムとして「市民参加型」及び「市民制作番組」のラジオ局を目指し、「自助・公助・共助」を理念とし、各行政機関及び地域自治体との新しい架け橋を築くと共に、公共性を主体とした地域の情報発信基地として、学術・文化・芸術及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人市民メディア・イコール

三 代表者の氏名

遠藤 恵子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市横塚五丁目十一番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して男女共同参画社会の形成を促進する事業を行うことにより、個人の責任に基づく自発的な活動を推進し、誰もが差別されない社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十日

二 名称

特定非営利活動法人循環型社会推進センター

三 代表者の氏名

小野 利廣

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市五月町四番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、少子・高齢社会に対応した住宅改修、買替え等に関する相談・斡旋、交流の促進や地域活動の活発化等に資するユニバーサルデザイン、自立支援等に関する調査・研究・情報発信など、保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全、地域安全、経済活動の活性化、雇用機会の拡充、消費者の保護活動等に関する事業を行い、循環型社会の推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人PIECE

代表者の氏名

佐久間 泰彦

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市吉倉字名倉四十三番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや障がい者が気軽に利用できる場を確保して、安心して暮らせる地域づくりのために、個々人の思いや希望に合わせたサービスを提供して、福祉の推進と障がい者の生活の向上を図ることを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、西会津地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十四年五月十日完了したので公告する。

平成二十四年八月三日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年七月六日付け定例第二千三百九十九号中

一一三	下	後ろ から 十七	国籍等を記載したものに 限る。）	国籍等)
-----	---	----------------	---------------------	------